

質問に対する回答（令和3年度結婚支援事業業務委託）

子育て支援課

	質問項目	質問	回答
1	仕様書 2ページ 4 委託業務の内容全般	「おみサポ・ぎふ」のシステムは今回の業務の範囲外でしょうか。	「おみサポ・ぎふ」とは、「ぎふ広域結婚支援事業支援ネットワーク」の通称であり、今回の委託業務の対象となります。 本事業の仕様書に、「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用した広域お見合いに関する業務について記載されておりますのでご確認ください。
2	仕様書 4ページ 4(1)④イベント情報専用ホームページの運用及びサポートの実施	現行のシステム「コンサポ・ぎふ」のデータの移行は必要ですか。 必要な場合、「コンサポ・ぎふ」の運営会社および現行システム管理から協力は得られますか。また、その期日は相談できますか。	「コンサポ・ぎふ」からのデータ移行が必要となりますので、決定後、現行受託者から引継を行っていただきます。 なお、サイトは令和3年4月1日から運用できるよう、受託者において調整を行ってください。
3	公募要領 2ページ 第3 プロポーザルに係る事項 1 参加者要件 ②見合い又は結婚の斡旋等を業務とする法人及び団体でないこと。 について	業務提携先が②に該当する場合は問題ございませんでしょうか？ また、どの程度の業務提携まで大丈夫なのでしょうか？ おみサポ登録者に配布する、婚活BOOKや婚活応援BOOKに企業名が記載されることも相当な斡旋となると認識しておりますが、その程度なら大丈夫なのでしょうか？	業務提携については、業務の一部を再委託する場合と同様に、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上で認められる場合があります。ただし、広域ネットワークの運用を含め、個人情報を取り扱う業務については、見合い又は結婚の斡旋等を業務とする法人及び団体に再委託をすることはできません。